

改正

平成13年6月19日条例第12号
平成14年2月14日条例第5号
平成15年2月25日条例第4号
平成17年3月1日条例第6号
平成18年3月10日条例第9号
平成20年3月4日条例第7号
平成21年3月3日条例第5号
平成24年2月28日条例第5号
平成25年9月17日条例第28号
平成27年3月3日条例第9号
平成27年4月10日条例第17号
平成29年2月28日条例第6号
平成30年2月19日条例第6号

函南町介護保険条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）
- 第3章 保険料等（第4条―第11条）
- 第4章 運営協議会（第12条―第15条）
- 第5章 雑則（第16条）
- 第6章 罰則（第17条―第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 函南町が行う介護保険については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

その他の法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 函南町介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、23人とする。

(規則への委任)

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険料等

(保険料率)

第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1項に規定する第1号被保険者をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 31,500円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 47,300円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,300円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 56,800円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 63,100円

(6) 次のいずれかに該当する者 75,700円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82,000円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 94,700円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を

除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,300円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 110,500円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,400円とする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。)に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 4月15日から4月30日まで

第2期 6月15日から6月30日まで

第3期 8月15日から8月31日まで

第4期 10月15日から10月31日まで

第5期 12月10日から12月25日まで

第6期 2月15日から2月末日まで

2 町長は、前項の納期によりがたいと認められるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者(及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。))に対しその納期を通知しなければならない。

3 前2項に規定する各納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初に到来する納期(暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期)に係る分割金額に合算するものとする。

(第1号被保険者の資格の取得及び喪失に伴う賦課)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者には、その資格を取得した日の属する月から、月割をもって算定した保険料額を課する。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者の保険料の額の算定は、その資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算出された保険料額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（町長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において町長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（保険料の額の通知）

第8条 保険料の額が定まったときは、町長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

（保険料の減免）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が

心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) その他特別の事情により、生活が著しく困窮となったこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の納税義務者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(過誤納に係る徴収金の還付又は充当)

第11条 過納又は誤納に係る徴収金がある場合においては、地方税法第17条又は第17条の2の規定の例によりその過納又は誤納に係る徴収金を還付し、又は未納に係る徴収金に充当することができる。

第4章 運営協議会

(設置)

第12条 函南町が行う介護保険に関する施策の立案、実施及び評価について協議するため、函南町

介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第13条 協議会は、委員10人で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務）

第14条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第15条 前3条に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（規則への委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、介護保険の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第17条 函南町は、第1号被保険者が、法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料を科することができる。

第18条 函南町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められた者が、これに応じないときは、10万円以下の過料を科することができる。

第19条 函南町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであつた者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科することができる。

第20条 函南町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度における保険料率)

第2条 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,100円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,300円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,400円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 12,400円

(平成12年度における普通徴収に係る保険料の納期)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月17日から11月5日まで

第2期 12月17日から1月5日まで

第3期 2月17日から3月5日まで

2 平成12年度における第5条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第3条第1項」と、「別に納期」とあるのは「別に平成12年10月1日以後の納期」とする。

3 平成12年度における第5条第3項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは「前項及び附則第3条第2項」とする。

(平成12年度における第1号被保険者の資格の取得及び喪失に伴う賦課)

第4条 平成12年度において保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した者には、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その者に適用される保険料率を6で除して得た額にその者が平成12年10月1日から平成13年3月31日までの間において第1号被保険者の資格を有する月数（当該第1号被保険者の資格を取得した日が属する月を含み、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月を除く。附則第7条第1項第1号及び第2号において同じ。）を乗じて得た保険料額を課する。

2 平成12年度における第6条第3項の規定の運用については、同項中「前2項」とあるのは「附則第4条第1項」とする。

(平成13年度における保険料率)

第5条 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被

保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 12,400円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 18,700円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 24,900円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 31,200円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 37,400円

(平成13年度における普通徴収に係る保険料の各納期ごとの徴収額)

第6条 平成13年度において普通徴収に係る保険料の各納期ごとの徴収金額は、第1期から第3期までにあつては次条第1項第1号に規定する額として、第4期から第6期までにあつては同項第2号に規定する額とする。ただし、当該第1号被保険者の保険料額が第4期の納期以後に確定し、又は変更された場合にあつては、この限りでない。

(平成13年度における第1号被保険者の資格の取得及び喪失に伴う賦課)

第7条 平成13年度において保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した者には、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に掲げる額を合算して得た保険料を課する。

- (1) その者に適用される保険料率を18で除して得た額にその者が平成13年4月1日から平成13年9月30日までの間において第1号被保険者の資格を有した月数を乗じて得た額
- (2) その者に適用される保険料率を9で除して得た額にその者が平成13年10月1日から平成14年3月31日までの間において第1号被保険者の資格を有した月数を乗じて得た額

2 平成13年度における第6条第3項の規定の運用については、同項中「前2項」とあるのは「附則第7条第1項」とする。

(関係条例の廃止)

第8条 函南町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年函南町条例第12号）は、廃止する。

(平成29年度における保険料の特例)

第9条 平成29年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 29,400円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 44,200円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 44,200円

(4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 53,000円

(5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 58,900円

(6) 次のいずれかに該当する者 70,700円

ア 合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 76,600円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 88,400円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 100,200円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 103,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,500円とする。

附 則 (平成13年6月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 2 月14日条例第 5 号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 2 月25日条例第 4 号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 1 日条例第 6 号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月10日条例第 9 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 改正後の函南町介護保険条例第 4 条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

第 3 条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成18年度の保険料率は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 第 4 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第 4 条第 1 項第 1 号に該当するもの 29,900円
- （2） 第 4 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 4 条第 1 項第 2 号に該当するもの 29,900円
- （3） 第 4 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 4 条第 1 項第 3 号に該当するもの 37,600円
- （4） 第 4 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第 5 号）附則第 6 条第 2 項の適用を受

けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 34,000円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 34,000円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 41,300円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 49,000円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 37,600円

(2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 37,600円

(3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 41,300円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 45,400円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世

帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 45,400円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 49,000円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 52,600円

3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 37,600円

(2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 37,600円

(3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 41,300円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 45,400円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 45,400円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が

課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 49,000円

- (7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 52,600円

附 則（平成20年3月4日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日条例第5号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

第2条 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）

に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、40,200円とする。

第3条 平成21年度における保険料率は、第4条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる者 23,500円
- (2) 第4条第1項第2号に掲げる者 23,500円
- (3) 第4条第1項第3号に掲げる者 35,300円
- (4) 第4条第1項第4号に掲げる者 47,100円
- (5) 第4条第1項第5号に掲げる者 51,800円
- (6) 第4条第1項第6号に掲げる者 58,900円
- (7) 第4条第1項第7号に掲げる者 70,700円
- (8) 第4条第1項第8号に掲げる者 82,500円
- (9) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する者 39,100円

2 平成22年度における保険料率は、第4条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる者 23,900円
- (2) 第4条第1項第2号に掲げる者 23,900円
- (3) 第4条第1項第3号に掲げる者 35,800円
- (4) 第4条第1項第4号に掲げる者 47,800円

- (5) 第4条第1項第5号に掲げる者 52,600円
- (6) 第4条第1項第6号に掲げる者 59,800円
- (7) 第4条第1項第7号に掲げる者 71,700円
- (8) 第4条第1項第8号に掲げる者 83,700円
- (9) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する者 39,700円

附 則 (平成24年2月28日条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第2条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、47,400円とする。

附 則 (平成25年9月17日条例第28号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成27年3月3日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函南町介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)
- 3 法第115条の45第1項並びに同条第2項第4号及び第5号に掲げる事業については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則 (平成27年4月10日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月10日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の函南町介護保険条例第4条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年2月28日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の函南町介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。